

## 社会福祉法人 楽晴会

# 役員等報酬規程

### (総 則)

第一条 この規程は、社会福祉法人楽晴会の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

### (報酬の支払い)

第二条 役員は、全額通貨で直接役員に支払うものとする。ただし法令に基づき控除すべきものがある場合は、その全額を控除して支払う。

- 2 役員及び評議員から報酬受給を辞退する旨申出があった場合は、報酬辞退届(別記様式)を徴し、理事長へ提出するものとする。
- 3 前項の規定する報酬辞退届の申出があった場合は報酬を支給しないものとする。

### (役員報酬の年の総額)

第三条 常勤の理事報酬(理事長・常務理事・常勤理事)の年総額、非常勤理事の年総額は、本部長が前年度額をそれぞれ集計して理事長に提示し、理事長が前年度の経営活動を総括し、業務執行理事(指名された理事)と検討案を作成の上、役員会で決する。

- 2 前記並びに「評議員」「理事」「監事」の総額については、それぞれ公表する。

### (個々の役員報酬額)

第四条 理事長の報酬並びに、他の個々の常勤理事、社外理事に支給される金額は、理事長が提案し、理事会で決する。

- 2 「監事」「評議員」の報酬は、理事会が提案し、評議員会で決する。
- 3 常勤の各報酬額は、次の金額を上限とし交付する。

理事長	月額ベース	167万円未満
常務理事	月額ベース	100万円未満
常勤理事	月額ベース	75万円未満

- 4 役員が私傷病等により休職する場合には、報酬を支給しない場合がある。
- 5 役員個人の車両を、常時業務に使用する場合は、その交通費は法人の指定するカード決済とし、この車両を私的に使用する場合は、書面により都度精算しなければならない。(自動車保険へ加盟すること)
  - (1) これによらない場合は、職員給与規程に準じて、実費で精算する。

- 6 役員等に楽晴会の信用・名誉を失墜するような行為がある場合は、当該役員等以外の役員の提案により、役員会で理事、評議員会で監事、評議員に該当する者の報酬を減額・支給停止として審議し、決することがある。

(社外理事の報酬)

第五条 社外理事の報酬は以下によるものとする。

- 2 常勤理事報酬年額の半額から三分の一内の額で、年間活動の結果を提案し、理事会で決する。
- 3 この役員活動に関する交通費・宿泊費等は、職員旅費規程に準ずるとともに、実費を支給する。

(兼務役員)

第六条 兼務役員の報酬は、以下のよるものとする。

- |                  |         |
|------------------|---------|
| 2 役員会            | 理事 5 万円 |
| 3 書面又は電磁的記録によるもの | 理事 3 万円 |
| 4 評議員会開催時        | 理事 5 万円 |

(非常勤役員)

第七条 非常勤役員の報酬は、以下によるものとする。

- 2 活動に必要な交通費、宿泊費等は別途実費を支給する。
- 3 役員会 理事・監事 5 万円
- 4 書面又は電磁的記録によるもの 理事・監事 3 万円
- 5 監査会 監事 10 万円
- 6 評議員会開催時 理事・監事 5 万円
- 7 研究発表会等公式行事への招待 理事・監事 2 万円

(評議員)

第八条 評議員の報酬は、以下によるものとする。

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| 2 定時評議員会             | 20 万円 |
| 3 臨時評議員会             | 5 万円  |
| 4 書面又は電磁的記録による臨時評議員会 | 3 万円  |
| 5 研究発表等公式行事への招待      | 2 万円  |

(評議員会と同日開催の場合は上記規定を優先する。)

- 6 活動に必要な交通費、宿泊費は別途実費を支給する。

(平成 29 年 6 月 16 日施行の評議員支払基準は廃止とする)

(報酬の支払日)

第九条 常勤役員、社外役員並びに非常勤役員の報酬は、毎月末日に締めて翌月15日にその月の役員報酬を支払う。当日が休日の場合は、前日に繰り上げて支払う。

(退職金の支給)

第十条 役員の退職金は別に定める。

(規程の改定)

第十一条 この規程は理事会、及び評議員会の承認により、随時改定することができる。

(施行日)

第十二条 この規程は平成13年1月12日から施行し、施行後に就任する役員に対して適用する。

平成13年 1月12日施行

平成16年10月21日改定

平成21年 1月17日改定

平成26年 8月25日改定

平成28年 3月 9日改定

平成28年12月 2日改定

平成29年 4月 1日改定

平成30年 3月16日改定

令和 3年 3月26日改定

令和 5年 8月21日改定